

## 北陸先端科学技術大学院大学研究データ管理・公開ポリシー解説

### 1. (目的)

北陸先端科学技術大学院大学研究データ管理・公開ポリシー（以下「本ポリシー」という。）は、本学の理念の下に策定されるものである。本学の研究分野は多様であるため、本ポリシーは基本的な方針を示すにとどめることとし、詳細は別途定めるものとする。なお、本ポリシーは、研究の健全性・公正性を確保しつつ、オープンサイエンスへの貢献を推進するものとしている。

### 2. (研究データの定義)

本ポリシーが対象とする研究データは、北陸先端科学技術大学院大学における研究資料等の保存に関する指針第2第1項に規定する「研究資料等」を含め、次のとおりとする。

- (1) 本学の研究活動の過程で収集又は生成されたデータには、それらを解析又は加工したデータも含まれ、デジタルか否かを問わない。例として、次のようなものが挙げられる。
  - ・生データ/一次データ/加工データ/シミュレーションデータ/二次データ/最終データ
  - ・数値データ/テキスト/マルチメディア/データベース/ソースコード
  - ・アクティブデータ/論文の根拠データ/メタデータ/研究データ説明資料/ラボノート/研究助成関連資料/論文等研究関連資料
  - ・公的資金を得て生成されたデータ/産学連携により生成されたデータ/商用データ
  - ・機密データ
- (2) 学外の研究者が、共同研究、施設利用、学術講演会、公開講座等、本学における研究活動を通して収集又は生成したデータも含まれる。
- (3) 研究者等が、以前に在籍した機関で収集又は生成した研究データであっても、本学在籍中にこれらを保持している場合には、本ポリシーの対象となる。

### 3. (研究データの管理等)

研究データの管理、公開及び利活用については、次のとおりとする。

- (1) 研究データを収集又は生成した者は、原則として、それをどのように管理し、公開し、利活用させるかについて決定することができ、これらを本学が一方的に定めることはない。ただし、その決定は、個人情報の保護に関する法律等の法令、共同研究等の契約及び本学の規則等において許される範囲にとどまるべきことはもとより、当該データについて第三者が権利や法的利益を持つ場合（例えば、データが第三者の著作物や個人情報を含んでいる場合）及び安全保障の観点からその流通が規制されている場合（外国為替及び外国貿易法の輸出規制対象情報等）には、それぞれ制約を受ける。
- (2) 前述の本学の規則等で主なものとしては、別表に定めるものが挙げられる。
- (3) 研究データの管理とは、データの収集、生成、整理、解析、加工、共有、保存、破棄等研究活動の開始から終了までの研究データの取扱いを定め、これを実践することを指す。
- (4) 本ポリシーでは、研究データに関わる一連の行為の中でも、「研究成果の社会還元」を重視し、研究データの「公開」と「利活用」を強調している。ここでいう研究データの公開とは、

研究データを他の者が利用できる状態にすること、研究データの利活用とは、公開した研究データから、より多くの知的成果等が生み出されるよう、データの価値を高めることを指す。

#### 4. (研究者等)

本ポリシーにおいて、「研究者等」は広範に捉えられており、国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学研究活動における不正行為の防止及び措置に関する規則第2条第2号に規定する「研究者等」を指す。本学と雇用関係にある教員・職員（技術職員、研究員、研究補助員）に限らず、研究指導を受ける学生、雇用関係はないが本学が受入・招聘する研究員、その他本学において研究活動を行う者を含むものとする。

#### 5. (研究者等の責務)

研究者等は、法令及び本学の規則その他これに準ずるもの、並びに他の者の権利及び法的利益を害さない範囲で、次のように研究データの管理及び公開を行うこととし、学生又は雇用関係がない受入・招聘研究員等の場合は、主指導教員、副テーマ指導教員又は受入教員の指導の下で研究データの管理及び公開を行うこととする。なお、研究者等は、異動又は退職する場合、その管理する研究データの取扱いをあらかじめ決めなければならない。

- (1) データ管理計画（DMP：Data Management Plan）を作成する。
- (2) 収集又は生成した研究データについて、保存の必要性を判断する。
- (3) 「管理対象データ」の範囲を定める。
- (4) 「管理対象データ」に係る「メタデータ（管理対象データを説明するための情報から構成されるデータをいう。）」を作成する。
- (5) 「管理対象データ」を「公開データ」「共有データ（アクセス権を付与された限定された者に利活用可能な状態で供する研究データをいう。）」「非共有・非公開データ」に区分する。
- (6) 「公開データ」を公開する。

#### 6. (大学の責務)

本学における支援の具体例としては、次のことが考えられる。

- (1) 研究者等が実際に研究データの管理及び公開を行うに当たって参照すべき具体的なガイドラインを作成する。
- (2) デジタルプラットフォームの提供等、適切な研究データ管理に資する環境を整備する。
- (3) 機関リポジトリ等の公開プラットフォームの提供等、研究データの利活用を実現するに適した研究データ公開のための環境を整備する。
- (4) 研究者等に対する本ポリシーの内容や上記環境整備に関する周知、法務又は契約関連等を含む各種アドバイス、本ポリシーに基づく研究データの管理及び公開の推進のための啓発、働きかけ及び支援を行う。
- (5) 社会状況や学術状況の変化あるいは法及び倫理的要件の変化に応じて、適宜本ポリシーの見直しを行う。

別表

国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報管理規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学個人情報の開示等に関する取扱規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学研究活動における不正行為の防止及び措置に関する規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学安全保障輸出管理規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学共同研究取扱規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学受託研究取扱規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学技術サービス取扱規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学職務発明規則
国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学研究成果物取扱規則
北陸先端科学技術大学院大学遺伝子組換え実験安全管理規則
北陸先端科学技術大学院大学動物実験規則
北陸先端科学技術大学院大学ヒトを対象とした研究の実施に関する規則
北陸先端科学技術大学院大学における研究資料等の保存に関する指針
北陸先端科学技術大学院大学情報セキュリティポリシー